

プラチナくるみん（プラス）認定申請要件

- プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定取得事業者
 ※基準適合認定一般事業主認定通知書をご用意ください。

- ▶ プラチナくるみん認定を
令和5年3月31日までに認定取得済である

基準適合認定一般事業主認定通知書 会社名 役職名 名前 貴社の令和○年○月○日から令和○年○月○日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十五条の二に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。 令和○年○月○日 ○○労働局長 印

- ▶ 「両立支援のひろば」に直近の次世代育成支援対策実施状況を公表している
「両立支援のひろば」

プラチナくるみん認定決定後、おおむね3か月以内に公表
 2回目以降は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内に公表